

東京農工大学農学研究院長候補適任者選挙管理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第8条 選挙の事務は、 <u>府中地区事務部事務長</u> が指名した者が行うものとする。	本則 第8条 選挙の事務は、 <u>府中地区事務部事務部長</u> が指名した者が行うものとする。	

附 則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。